

様式第 1 号(第 3 条関係)

岬町まちづくり交流館利用許可申請書		
年 月 日		
岬町長 様		
申請者 住 所 氏 名(団体にあつては、 団体名及び代表者名) 電話番号		
次のとおり岬町まちづくり交流館を使用したいので、利用許可を申請します。		
利 用 目 的		
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
定期利用の 場 合	※利用曜日又は利用日並びに利用時間を記入	
利 用 人 数		
利用責任者	住 所 氏 名 電話番号	
火気使用の 有 無	有 ・ 無	有の場合の内容
申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。 ☐ 利用にあたっては、要綱第 9 条～11 条及び第 14 条を遵守します。（裏面参照） ☐ 岬町暴力団等の排除に関する条例に基づき、交流館の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、利用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。 ☐ シェアキッチンを利用の方のみ 万が一食中毒が発生した場合は、当利用に係る申請者が責任を持って対処します。		

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、交流館を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは承認を受けた目的以外の目的に利用してはならない。

(設備の変更の禁止)

第10条 利用者は、交流館の利用にあたって、設備に変更を加え、又は特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、交流館の利用にあたって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認める行為
- (2) 公序良俗に反するおそれがある行為
- (3) 交流館や設備を汚損、破損及び滅失するおそれがある行為
- (4) 地域住民の方、他の利用者等を誹謗・中傷する行為
- (5) その他、利用させることが不適切と認める行為

2 利用者は、交流館の利用にあたっては、町の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、交流館の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。利用を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。